

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

■企業間の連携

企業の新たな価値創造（協創）に向け、次のオープンイノベーションに取り組めます。

・デザイン力の強化：

企業の新たな価値創造（協創）に向け、デザイン支援機関（産業技術センター・大学のデザイン学科等）及び民間デザイン企業と連携してデザイン力の強化を行います。具体的には、新製品開発におけるデザイン強化、製造プロセスにおけるデザイン活用、製品・技術プロモーションにおけるデザイン強化を進めます。

・基礎科学の知見強化による競争力向上：

企業の新たな価値創造（協創）に向け、科学技術支援機関（産業技術センター・大学の関連学科等）及び民間専門企業と連携して、当社の製品及び製造プロセスにおける基礎科学の探索と知見強化を行い、可能性に応じて応用技術開発を進めて、新たな競争力獲得を行います。

■専門人材マッチング

新たな企業連携等による専門人材強化に向け、次の取り組みを進めます。

・当社の専門技術人材をリスト化し、取引先企業・パートナー企業との人材情報を共有化する。専門人材ニーズに対応した、取引先企業・パートナー企業との人材の相互派遣やトレードを積極的に行います。

・公的支援機関や先導的人材マッチング事業採択者と連携し、上記、専門技術人材情報を広く地域内で共有して、地域内での人材の相互派遣やトレードを積極的に行います。

・取引先企業・パートナー企業と、専門人材の育成に関する教育訓練やカリキュラム情報を共有し、相互補完的な専門人材育成とマッチングを進めます。

■グリーン化の取組

サプライチェーンにおける新たなグリーン価値創造に向け、取引先企業・パートナー企業と、次の取り組みを進めます。

・サプライチェーンにおける環境影響を評価分析し、改善すべき重点環境影響を絞り込んで、取引先企業・パートナー企業と情報共有する。具体的には、物流・商流におけるCO2排出や廃棄物排出などの定量評価を行います。

・絞り込んだ重点環境影響について、改善策を立案し、取引先企業・パートナー企業と情報共有します。

具体的には、物流・商流におけるCO2排出量の削減策や廃棄物排出量の削減策などの策定を行います。

・絞り込んだ重点環境影響について、全体改善目標を設定し、これを可能な限り個別項目にブレークダウンします。

・個別項目にブレークダウンした改善策や改善目標を、上記連携のもと、積極的に推進します。

・年1回、上記の環境影響改善の取り組みについて、定量評価し達成状況をフォローアップします。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り上り一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

令和4年6月16日

株式会社 八幡鉄工所

代表取締役 八幡賢次

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。